



昨年の改正廃棄物

処理法施行が今年4月と決まった。毎回

そうかもしれない

が、改正後の対応に

忙殺されることにな

るだろう。

あまり目立たない

が、新制度制定に伴

う罰則の新設もあ

る。たとえば、事業

場外での保管につい

て事前の届出制度が

新設されたが、無届

けの場合、6カ月以

下の懲役または50万

たりすると、20万

円以下の罰金となる。

当然ながら、これ

らの法令違反による

罰金は、欠格要件に

該当すると考えら

させないムー

ドづくりも大

切で業界内で

高めたい。よ

れ、処理業者はより

いっそう法令順守に

取り組むことが大切

となる。

静脈産業育成元年

とも呼べる本年。何

利もない。(文)

法改正で罰則も強化

円以下の罰金とな

る。また、処理業者

が排出事業者に通

知する「処理困難通

知」を通知しなかつ

た、通知を保存しな

かつたり、実施状況

について報告をしな

かつたり、実況に

ついて報告をしな

かつたり、実況に

ついて報告をしな

かつたり、実況に

ついて報告をしな

かつたり、実況に

ついて報告をしな